

大阪狭山市監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 3 年 (2021 年) 1 月 27 日

大阪狭山市監査委員  
北 井 末 廣  
上 谷 元 忠

## 監査結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査  
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

### 第2 監査の対象

#### 1 対象グループ

##### (1) 都市整備部都市計画グループ

- ・ 建築指導運営事業
- ・ 建築物耐震対策事業
- ・ 審議会事業
- ・ 都市計画管理事業
- ・ 南河内広域行政共同処理事業

##### (2) 都市整備部土木グループ

- ・ 道路橋梁管理事業
- ・ 法定外公共物管理事業
- ・ 狭山中学校区円卓会議美化活動事業
- ・ 道路維持事業
- ・ 道路改良事業
- ・ 交通対策管理事業
- ・ 駅前自転車置場事業
- ・ 交通事故をなくす運動推進事業
- ・ 交通安全施設整備事業
- ・ 市内循環バス事業

##### (3) 都市整備部公園緑地グループ

- ・ 公園緑地管理事業
- ・ 市民ふれあいの里花と緑の広場管理事業
- ・ 緑化景観事業
- ・ 緑の環境整備費
- ・ 都市公園等整備事業

#### 2 対象事務

令和2年4月1日から令和2年11月30日まで（必要に応じて令和元年度を含む。）  
に執行された財務に関する事務

### 第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理

等の予防、発見、修正という合規性に主眼を置き、財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

#### 第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施し、都市計画図等の売払いに関する事務及び大阪狭山市市民ふれあいの里の現金取扱事務については実査を行った。

また、調査票により情報収集を行った当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により、監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

#### 第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内及び大阪狭山市立市民ふれあいの里において令和2年12月6日から令和2年12月23日まで実施した。

#### 第6 監査の結果

財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、都市計画グループ及び公園緑地グループの一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定によりその旨通知されたい。

#### 指摘事項等

##### 【都市整備部都市計画グループ】

都市計画図等の売払い事務を実査したところ、受払簿の記載誤りが原因で都市計画図等の現物と受払簿において在庫数の一部に不一致が見受けられた。

都市計画図等の受払記録の整理及び修正を行い、今後は適正な事務処理に改められたい。

##### 【都市整備部公園緑地グループ】

令和2年度フラワースポットづくりに係る花苗の購入契約事務において、印紙税の納付の必要がない物品購入に係る契約書及び請書に印紙の添付が見受けられた。

契約書の作成においては、印紙の要否等を再確認のうえ適正な事務処理に改められたい。